

【じんけん 66 音声データ】

大切にしていますか？あなたの人権、みんなの人権

新型コロナウイルス感染症がまん延して、はや3年が過ぎました。イベントや旅行を含めて、暮らしもコロナ以前に戻りつつあります。マスクの着用さえ、個人の判断に委ねられようとしています。そんな時代だからこそ「人権」について、「誰か」のことではなく「じぶんごと」として考えてみませんか。差別やいじめが許されないのはもちろん、誰もが安心して自分らしく生きることができる社会をめざしましょう。浪速区人権啓発推進協議会は、そんな「人権が尊重される社会」の実現に取り組んでいます。

第39回落書き一掃運動 10月

10月1日～10月31日にかけて、区内の各事業所等により、落書き一斉消去運動を展開しました。また、同運動の一環として毎年開催している人権啓発市民学習会は10月31日（月）に浪速区役所7階にて「インターネットと人権問題」と題して、弁護士の岡田健一さんの講演を聞きました。当日の受講は先着40名までとし、Teamsでのオンライン受講も併用して、収録動画を後日オンラインで視聴できるようアーカイブ配信も行いました。この方法は、会場に来られない多くの方々にも参加していただくことができ、コロナ禍での新しい講演・講座・研修・集会の形として定着しました。

地域ふれあいセミナー 2月

令和5年2月27日（月）14:00～16:00 浪速区民センターにて、地域ふれあいセミナーを開催しました。テーマは「子ども・若者ケアラーの声からはじまる～ヤングケアラー支援の課題～」と題して講師に立命館大学産業社会学部教授、斎藤真緒さんをお招きして行いました。YouTubeでのオンライン受講および、後日のアーカイブ配信も実施しました。

浪速区人権啓発推進協議会人権尊重のまちづくりをめざして

浪速区人権啓発推進協議会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い、区民の人権意識の確立と高揚を図り、人権尊重の明るいまちづくりを目的として、区内の各種団体ならびに官公署の代表等で構成された組織です。浪速区役所と連携しながら、区民のみなさん、区内各種団体のご協力をいただき、啓発活動、講演会、研修会などを実施しています。

また、地域の人権啓発の担い手である人権啓発推進員の育成も図っています。

浪速区人権啓発事業、この1年の主な活動

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、26名の大阪市人権啓発推進員（市内の概ね各小学校区単位に設置）があり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

憲法週間 5月

憲法週間（5月1日～7日）、人権週間（12月4日～10日）に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスターの配布、掲出をお願いしました。また、人権週間には、3年ぶりになんばパークスにおいて街頭啓発活動を実施しました。いずれも区役所庁舎前のぼり掲出などもして、広く人権の尊重を呼びかけました。

ナニワ区民まつり（10/2）・浪速区民文化祭（11/27）・浪速区成人の日記念のつどい（1/9）・浪速区こどもカーニバル（3/12）開催のなかでも人権啓発コーナーを開設し、パネル展示やワークショップなどで来場者に広く人権啓発をおこないました。

2022 第38回みなと人権展

SDGs～多様な人々がともに生きる/未来と世界にひらくまち～

港区・西区・大正区・浪速区合同「2022 第38回みなと人権展」

SDGs～多様な人々がともに生きる/未来と世界にひらくまち～をメインテーマとして開催しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、従来のようなイベント会場に来場していただく形ではなく、期間中いつでも、どこでも、なんどでもアクセスしていただける特設ホームページを開設しました。

期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

内容：さまざまな人権課題に関する啓発記事や動画のほか、港区内の小・中学校の児童・生徒から募集した人権啓発作品も掲載しました。

同和問題（部落差別）の解消に向けて

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 2016 年制定）

- ・現在も同和問題（部落差別）が存在していることを確認しつつ、インターネットの普及により情報が拡散し差別がより深刻化している状況を踏まえ制定されました。
- ・部落差別の解消に関する施策を講ずる国・地方公共団体の責務を規定し、相談体制の充実や人権教育・人権啓発に取り組むことが定められています。
- ・しかしながら、本市職員が、公共交通機関の施設において、複数回にわたり、同和問題（部落差別）に関する落書きを行ったことが平成 31（2019）年 3 月に判明しました。

差別解消と人権行政推進に取り組むべき立場にある本市職員が差別落書きをするといった公務員としてあるまじき非違行為を行ったことは、到底看過できず、浪速区役所としても重く受け止めています。

「このようなことを二度と発生させない」という強い決意のもと、再発防止に努めるとともに、部落差別をはじめとする人権問題を断固として解消・根絶する姿勢で取り組んでまいります。

人権を考える区民のつどい（映画上映会） 8 月

8 月 20 日（土）に難波元町小学校講堂において、浪速区「人権を考える区民のつどい映画上映会」を開催いたしました。夏休みも終盤を迎え、多くの子どもたちにも見ていただけるよう、アニメ作品のなかでも、昨今の世界情勢を踏まえて平和の大切さを考えてもらうことができる「この世界の片隅に」を上映しました。

浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）6 階 61 番

電話番号 06-6647-9743

ファックス番号 06-6633-8270

平日は 9 時から 17 時半まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は受付できません

どのような落書きでも、放置していると新たな落書きを生み、そして人を傷つける落書きへと発展します。落書きのないまちをみんなの力でつくりましょう。

差別落書きや差別落書きをしている人を発見したら、ただちに次の連絡先にご連絡ください。

連絡先 浪速区役所市民協働課 電話番号 06-6647-9743

大阪市人権啓発・相談センター 電話番号 06-6532-7651

相談窓口

こどもの人権 110 番（法務省）

電話番号 0120-007-110

月曜から金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

※一部の IP 電話からはつながりません。

こどもの人権 SOS-e メール（法務省）

ホームページの相談フォームに相談したい内容を入力して送信すると、メール又は電話で回答します（すぐに相談したい時は人権 110 番へ） <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

チャイルドライン

なやみや心配事などなんでも話せる 18 歳までの子ども専用

電話番号 0120-99-7777

毎日 午後 4 時～午後 9 時

※祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

※チャットで相談することもできます。 <https://childline.or.jp/chat>

大阪市人権啓発・相談センター

電話番号 06-6532-7830

ファックス番号 06-6531-0666

平日は 9 時から 21 時まで

日曜・祝日は 9 時から 17 時半まで

※年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

※人権相談受付は、相談時間終了の 30 分前までです

※電子メールで相談することもできます

<https://jinken-net.jimdo.com/>メール相談

インターネット安全・安心相談（警視庁）

インターネット上のトラブルの解決を支援するサイトです

<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>（緊急相談専用電話）

事故の発生に至ってないけれど、事前に相談したいことがあるときの相談窓口

#9110（プッシュ回線専用）もしくは電話番号 06-6941-0030

月曜から金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

※時間外は当直で対応